

5月は「手話月間」です

手話の普及推進を通じて、県民みんながお互いを大切にし、支えあう社会を実現したい。その理想を掲げて神奈川県手話言語条例が施行されました。そして、この趣旨に則って、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする「神奈川県手話推進計画」が策定されました。

神奈川県教育委員会では5月を「手話月間」としています。ぜひ、この機会に手話への理解を深めましょう。

やってみよう 手話のあいさつ

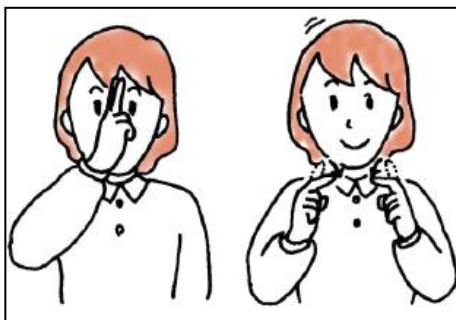
おはようございます

こんにちは

ありがとう



「朝」という手話（右手のこぶしを下に下ろす）と「あいさつ」という手話（人差し指を折り曲げる）をあわせませす。



「昼」という手話（指で12時を表す）と「あいさつ」という手話（人差し指を折り曲げる）をあわせませす。



左手の手のひらは下向き、右手で一回切るようにします。

昨年度は12月を「手話月間」とし、県内の小・中学校で「手話についての校長・教頭講話」「手話集会」「手話の歌」「手話クイズ」「手話であいさつ（朝、昼食時や帰り等）」「福祉体験教室」等に取り組みました。「平成27年度小学校・中学校における手話に関する取組事例集」（小学校22例、中学校13例、計35例）をホームページに掲載していますので参考にしてください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533642/>



【問い合わせ先】 神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

■ 神奈川県手話言語条例について

県民の手話に対する理解を深め、手話を利用しやすい環境を整備していくことが必要であると考え、平成27年4月1日に、手話の普及等に関する施策を推進するための条例が制定されました。

【条例の主な内容】

この条例では、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現をめざして

- 基本理念
 - 県の責務・県民、事業者の役割
 - 手話推進計画
- 等について定めています。



県PRキャラクター
かながわキンタロウ

■ 神奈川県手話推進計画について

神奈川県手話言語条例に則って、平成28年3月に、「神奈川県手話推進計画」を策定しました。計画の期間は平成28年度から32年度の5年間です。

計画の方向性は次の3つです。

- 1 手話の普及
- 2 手話に関する教育及び学習の振興
- 3 手話を使用しやすい環境の整備

この方向性を踏まえ、県が計画期間中に取り組む施策として

- ・児童・生徒の学びを充実する。
- ・教員向けの手話研修を充実する。
- ・手話を学ぶためのしくみを充実する。 があげられます。

■ 昨年度の県内小・中学校の取組（神奈川県手話に関する取組についての調査より）

		H27.5実施調査 (平成26年度の取組)	H28.1実施調査 (平成27年度の取組)
小学校	授業等で手話を取扱った	67.0%	78.9%
	児童が手話を使うことができる	74.0%	79.6%
中学校	授業等で手話を取扱った	22.0%	35.6%
	生徒が手話を使うことができる	37.0%	41.3%

*「手話を使うことができる」＝「2～3語」、「3語以上」、「会話ができる」の合計

■ 手話に関する情報

県教育委員会の取組

- 「平成27年度小学校・中学校における手話に関する取組事例集」（再掲）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533642/>

- 平成27年度県立高等学校・県立中等教育学校における「手話に関する取組事例集」

http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/life/1028219_3399698_misc.pdf

- 動画「手話を楽しく学ぼう！」（字幕なしバージョン）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533708/>

※保健福祉局福祉部地域福祉課の「神奈川県手話言語条例」のページにも、簡単なあいさつをまとめた「手話動画」があります。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531791/>